

東北電力ネットワーク株式会社  
ネットワークサービスセンター所長 殿

印

## 発電者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書

受電地点の追加申込時に発電者の承諾書の提出を省略するにあたり、下記の取り扱いについて、予め同意いたします。

1. 弊社と発電者間で締結する電力受給契約書等において、「託送供給等約款における発電者に関する規定を、発電者が遵守すること」について規定されていること。
2. 弊社は、上記1について承諾を得た発電者側の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により御社に報告すること。
3. 御社が、1の証明として書面にて電力受給契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は御社に対し、当該受電地点の電力受給契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所を提出すること。
4. 託送供給等約款にもとづく発電の制限または中止にともない発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を求めるとされている場合の損害に限る。）を受けた場合、託送供給等約款にもとづき、当該損害に対する補償が行われることについて発電者が承諾すること。この場合の補償に係る振込先等について発電者は、弊社を通じて連絡すること。
5. 託送供給等約款の規定における発電者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。

以 上